

議案第136号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料2ページをお願いします。

改正理由は2点ございます。

1点目は生活保護法に準じて実施する外国人に対する保護の実施に関する事務において、当該事務をより迅速かつ確実に実施することを目的とし、これまで利用していた国民健康保険法等による医療給付の支給等に関する特定個人情報に加え、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による医療保険給付関係情報を特定個人情報として利用できるようにするため、2点目は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、マイナンバーカードと健康保険証が一体となることに伴い、マイナンバーカードにより、医療保険給付関係情報が確認できるよう、特定個人情報を追加するため、でございます。

改正内容は、別表第2の8の項中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」を「健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)」に改めるものです。

資料3ページをお願いします。

改正の趣旨は2点ございます。

1点目は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人について、個人番号を利用し、当該事務をより迅速かつ確実に実施すること、2点目はマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年秋以降、現行の健康保険証は廃止されることになるため、健康保険証の記載情報(医療保険給付関係情報)により確認を行っている福祉医療費受給券交付申請の手続等について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づく特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を含むマイナンバーカードにより、医療保険給付関係情報を確認

できるようにすること、でございます。

資料4ページをお願いします。

現行で医療保険給付関係情報を確認できるのは国民健康保険関係情報と後期高齢者医療関係情報に限られていることから、健康保険法を始めとする医療保険各法において医療保険給付関係情報を確認できるよう、条例別表第2の8に定められている特定個人情報に＜改正後の利用範囲＞に示している項目を追加するものでございます。

資料5、6ページをお願いします。

参考として、本条例の改正する箇所のうち、別表第2に示す特定個人情報欄を赤字で示したものでございます。また、施行期日は、公布日からの施行を予定しております。

7ページ以降は、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表をお示しております。

以上で、議案第136号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。